

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**  
**令和4年12月22日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200217 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200066 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 52 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 12 年 10 月 30 日から平成 15 年 7 月 1 日まで

A 社に平成 12 年 10 月 30 日から勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成 15 年 7 月 1 日となっており、請求期間に係る厚生年金保険の記録がない。勤務当時の源泉徴収票及び入社日を確認できる手帳のコピーを提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A 社の事業主の回答及び提出された「退職者一覧」の記載内容並びに請求者から提出された源泉徴収票及び手帳の写しにより、請求者は請求期間において契約社員として勤務していたことが確認でき、請求者の陳述及び同僚の回答から、厚生年金保険の被保険者期間として記録されている平成 15 年 7 月 1 日以降の期間とそれ以前の請求期間とで請求者の勤務形態に変更がないことがうかがえる。

しかしながら、請求者の雇用保険の資格取得年月日は平成 14 年 6 月 1 日と記録されているところ、複数の同僚の入社時期や社会保険の加入に係る回答、雇用保険の加入記録、オンライン記録における厚生年金保険の資格取得年月日の状況から、A 社では請求期間当時、契約社員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、平成 14 年 6 月 1 日付で、請求者を含む 11 名について、A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得後、同年 6 月 18 日付で被保険者資格取得を取得時に遡って取り消されている記録が確認でき、事業主の回答によると、A 社における保険料控除方法は翌月控除であったことが確認できるところ、請求者と同様に取得取消記録がある同僚の 1 名から提出された平成 14 年 7 月分の給与明細書において雇用保険料は控除されているが厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、B市の回答によると、請求期間のうち平成14年5月1日以降の期間について、請求者が国民健康保険に加入していた記録が確認できるところ、請求者から提出された源泉徴収票の社会保険料等の金額及び給与振込先の金融機関から提出された預金取引履歴明細表の給与振込金額の検証並びに同僚に係る前述の調査結果を踏まえると、当該社会保険料等の金額には、加入記録の確認できる国民健康保険税が含まれている可能性を否定できず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の加入について資料が残っていないため不明である旨回答していることから、請求期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことは確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。